

空調設備用発電機等賃貸借仕様書

1 件 名

空調設備用発電機等賃貸借

2 目 的

教室等18室に設置済のエアコンを稼働させ、生徒の熱中症を予防するため、発電機を賃貸する。

3 納品場所

福島県田村郡三春町字三春町字持合畑88番地1
福島県立田村高等学校内（別紙図面参照）

4 賃貸借期間

令和6年6月15日から令和6年9月15日まで

5 物件の設置

令和5年6月14日までに物件の納品、使用運用環境の整備等を完了すること。

6 物件の数量及び要件

| 品 名 | 数 量 | 規格等 |
|-----------|-----|--|
| 発電機 | 1台 | ・出力 125kVA以上 ・燃料 軽油 ・燃料タンク容量 250L程度 ・燃料タンク一体型 ・騒音値 56LwA未満 |
| ガードフェンス | 12枚 | H1250mm×W1500mm |
| フェンス用ウエイト | 14個 | |

7 賃貸借料金に含まれる費用

賃貸借料金には下記の費用を含むものとする。

- (1) 発電機賃貸借料金
- (2) ガードフェンス及びフェンス用ウエイト賃貸借料金
- (3) 動産保険料
- (4) 設置・撤去費用（運搬、試運転調整、配線接続・撤去に必要な費用を含む）
- (5) 保守費用
- (6) 郡山地方広域消防組合火災予防条例施行規則に基づき提出する届出書の作成費用

8 物件の設置等について

- (1) 発電機の配線接続・撤去については、専門の技術者が行うこと。
- (2) 発電機設置場所の周囲にガードフェンスを設置すること。
- (3) 郡山地方広域消防組合火災予防条例施行規則に基づき提出する次の届出書を作成すること。
 - ア 発電機設備設置届出書（発電機設置時）
 - イ 少量危険物貯蔵届出書（発電機撤去時）
 - ウ 少量危険物貯蔵廃止届出書（発電機撤去時）

9 物件の保守

- (1) 発電機が故障する等の不具合が発生した場合の連絡について、平日の午前8時30分から午後5時00分までの間、受付可能な体制を整えること。
- (2) 発電機が故障する等の不具合が発生した場合、24時間以内に修理等に着手すること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ定めることとする。